様式第4号(第5条関係)



一関市農業委員会 会長 石 川 誠 司 様

一関市長 佐藤善仁



令和4年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書(回答) 令和4年11月24日付けで、あなたから意見書の提出がありましたこのことについて、 別紙のとおり回答いたします。

担当:農林部農政課 課長補佐兼農政企画係長

千葉 清 (TEL 0191-21-8421)

## 1 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 農業者の高齢化が進む中、担い手への農地の集積・集約化は遊休農地の発生防止にも直接関連する緊急の課題である。しかし、農地の利用については担い手である経営体の判断に委ねられている事項であることから、行政やJA等関係機関を交え、地域の中でしっかり協議し、ビジョンを共有し担い手を支援すること。

地域農業を支える中心経営体の農地利用にも限界が見え始めており、遊休農地の発生防止に係る取組強化は市としても喫緊の課題と捉えています。

今後の農地利用については、農業委員会が中心となって取り組むこととなっている「目標地図」の作成を支援し、それを踏まえた「地域計画」の策定には、担い手等の意見も反映させながら関係機関が一丸となって取り組んでまいります。

(2) 担い手・新規就農者にとって、設備投資に莫大な費用が掛かることが課題である。 長期間の営農継続が可能な意欲ある農家に対し、農業設備や農業機械等のリースの 補助制度を創設すること。併せて、担い手が省力化により規模拡大を図るため、ド ローンの活用やロボットによる草刈り、GPSによる農業機械の自動運転補助等ス マート農業の実践に取り組めるよう支援を検討すること。

新規就農者に対しては、初期投資費用について経営開始支援事業において支援を 行っています。

スマート農業関係を含む農業機械等の導入に対する支援については、国の「経営 体育成支援事業」や「担い手確保・経営強化支援事業」、県の「いわて地域農業マ スタープラン実践支援事業」の活用を促してまいります。

(3) 人・農地プランにおける大規模な担い手の中心経営体に加え、中小規模の経営体 や半農半X、家族経営も地域を支える多様な担い手として位置付け、小規模経営に も目を向け持続可能な農地利用を支える仕組みを強化すること。

中小規模農家であっても地域農業マスタープランにおいて、地域農業における担い手である「中心経営体」と位置付けることで、農地の利用あっせんや補助制度の活用が可能となるため、地域における中心経営体の掘り起しを目指してまいります。

(4) 肥料、飼料、燃料等農業資材が高騰する中、農産物価格の低迷や水田活用直接支払交付金の見直しなど、農業者が経営に意欲を持てない状況が続いていることから担い手への施策の重点化を図ること。

肥料、飼料、燃料等農業資材が高騰していることについては、本年7月の補正予算において、営農を継続することに対する市独自の支援として、農産物生産緊急支援給付金や畜産物生産緊急支援給付金、乾しいたけ生産緊急支援給付金を手当てし、担い手への施策については、国の担い手確保・経営強化支援事業の活用や水田活用の直接支払交付金の産地交付金により支援しているところであります。

## 2 基盤整備事業の促進について

(1) 中山間地域の農地の多くは、湿田や農道の未整備等条件の悪い農地が多く、所有者の維持管理の負担が大きく、新たに引き受ける担い手も少ないため、今後、ますます遊休農地化が進むことが考えられることから、速やかに基盤整備事業や農道整備の推進を図ること。

基盤整備事業については、本年度、市から岩手県に対し「基盤整備事業の着実な推進と予算確保について」要望したところであります。

また、事業の実施にあっては、集落での合意形成、集落営農ビジョンの作成など 集落の将来の目標設定が大きく関わります。今後も意欲ある集落とともに基盤整備 事業導入に向け、速やかに取り組んでいきます。

なお、暗渠排水、客土、耕作道の整備については、市の単独事業である「小規模 基盤整備事業」により、2戸以上の受益者で事業の実施が可能であります。

(2) 基盤整備事業について、当初計画より大幅な工事の遅延や資材の高騰、工法の変更など、農家負担額が当初より大幅な増額となるなどの事業計画の変更が求められている。このような状況が続くことで、今後、基盤整備事業への参加農家が減少し、特にも中山間地域の農業の衰退に拍車がかかる恐れがあることから、工期の短縮化及び財政支援を図ること。

事業実施主体である県に対し、早期の事業完了を働きかけると共に、農業経営高度化促進事業で、整備後の農地集積の達成割合により受益者負担を軽減するための交付金が交付されるため、最大限の助成が適用されるように地元の取組を支援してまいります。

# 3 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 担い手の高齢化や後継者不足による農業の労働力不足が顕在化し、耕作放棄地が増加している。現在、全国の 10 の自治体では職員の副業基準に農業を明記し、公務員が農業を支援できるようになった。市でも職員の副業基準を設け、繁忙期に市職員が積極的に農家の手伝いや多面的機能支払制度の共同草刈りなどに参加できるよう取り組むこと。

職員の職務外における地域貢献活動を促進するため「一関市職員地域貢献活動応援制度」を制定したところであり、農林業分野における利活用について、どのような取組が農林業の振興と公共の利益に寄与する活動となるのか、情報収集に努めているところであります。

(2) 遊休農地の発生を防止するためには、地域農業の在り方を地域で話し合い、所有者自らの対応が困難な場合は、地域ぐるみの活動、いわゆる多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、発生防止や再生への取り組みを行う必要があることから、交付金事務の簡素化を図るとともに、交付金制度の継続を国に働きかけること。

住民の高齢化に伴い、共同活動に参加できる構成員の減少により、交付金手続き に係る書類作成や資料収集などの事務が大きな負担となっていると捉えており、多 面的機能支払交付金制度における事務の簡素化について、岩手県市長会を通じて要 望しています。

交付金を活用した活動を継続していくためには、事務局等を担う人材の確保も課題であり、組織の広域化により財源を確保し、事務の外部委託により事務負担の軽減を図っていくことも一つの手法であると考えます。

交付金制度については、平成 26 年に法制化されているものであり、今後も国の 動向を注視してまいります。

# 4 新規就農・参入の促進について

(1) 全国農業会議所が公募した経営継承・発展等支援事業(国と市町村が半額ずつ補助)が7月で締め切られた。親子、第三者問わず、地域の担い手から経営を継承し経営発展に関する計画を策定し取組を行う後継者に対し100万円を補助するものであり、後継者不足の一助となったものと考える。今後も継続するよう国に働きかけ、継続的に後継者への支援を行うこと。

事業の活用について農業者に情報提供を行い、計画的な経営継承を図っていくためにも、国に対し継続的な支援を求めてまいります。

(2) 新規就農者の初期投資リスクの負担軽減を図るため、農業機械やハウス等を行政 及びJAが協力して5年を目途に新規就農者用のリース事業を実施し、経営安定と 自立の支援を促すこと。

農業経営において設備投資が多額となる場合などは、関係機関と連携し適切な経営指導を行ったうえで、有利な制度資金や経営開始資金、経営発展支援事業などの国県等の補助制度の活用に向けた支援を行っているところであり、新規就農者を対象としたリース事業の創設は検討していないところであります。

(3) 農業系高校生に対し、先進的な農業経営者からの出前授業や若手農業者との交流会、セミナーの開催等により、若者に職業としての農業の魅力を伝えるなど就農率を上げる取り組みを行うこと。また、新規就農を条件に農学部生・農業大学校生を対象とした市の奨学金制度の創設を検討すること。

農業を職業の一つとして選択する契機となるよう、市では農業を学ぶ高校生を対象に、地域をけん引する農業者等を講師として派遣する出前講座を実施しているほか、一関地方農林業振興協議会では、当該学生を対象に地域農業関係者との意見交換会も実施しているところであります。

農業法人等への雇用就農を促進するため、市では新規学卒者の就農を優遇する祝い金制度を設け、市内の高校のほか、農業大学校、大学に対しこの制度を周知しているところであります。資金制度については、学生であっても活用可能な国の資金制度があるため、市独自の新たな奨学金制度の創設は考えていないところであります。

(4) 新規就農・参入者の増加を図るため、若者だけでなく、50歳代以上の就農希望者にも実践教育と助成金による支援を行うよう国に働きかけるとともに、市独自の支援を行うこと。

市では、年齢や営農形態にかかわらず新規就農に係る相談窓口は常時開設しており、関係機関と連携し希望する作目や経営規模などを確認したうえで、個々の状況に応じた適切な助言を行っているところであります。

また、自営での就農以外にも、農業法人などへの就職による就農も推進しており、法人の規模拡大や就労環境の整備などの取組を支援することで雇用の促進を図り、就農人口の増加を目指しているところであります。

国の支援については、50歳以上も対象となるよう働きかけを行ってまいります。

## 5 有害鳥獣による農作物被害対策について

(1) 有害鳥獣による農作物被害を防ぐため、狩猟免許取得費の補助、火薬散弾・罠等購入費の補助、電気柵・バラ線等購入費の補助を拡充すること。特にも、電気柵の台数及び補助率の拡充を検討すること。

狩猟免許取得費への補助については、令和4年度から対象者の範囲を拡大し、既に猟友会に入会している方も対象としたほか、第一種銃猟免許取得に係る補助上限額を9千円引き上げ、4万5千円としています。

火薬散弾経費については、1頭又は1羽当たりの捕獲謝礼の中に含めてお支払しており、謝礼単価については、令和4年度にニホンジカの単価を引き上げています。また、ワナについては、ニホンジカやイノシシを捕獲するくくりワナを国の交付金を活用して購入し、毎年、必要数を猟友会から聞き取りの上、貸与しています。

電気柵については、令和4年度に市の有害獣侵入防止柵設置事業費補助金の予算の増額と併せ、資材価格の変動状況をふまえ、多くの方がこの制度を活用できるよう、補助率を1/2 (上限 10 万円) から1/3 (上限6万円) に見直したところであります。

(2) 近年、天然記念物のカモシカによる農作物の被害が多発している。電気柵等の農作物を守る対策と併せて、一定頭数の駆除も必要なことから、生息数の把握や被害状況調査を行い、頭数の間引きを国に陳情すること。

特別天然記念物であるカモシカの保護管理については、県が策定した第5次カモシカ管理計画の中で、地域個体群の維持と農林業被害の軽減を目標に掲げており、被害防止対策としては、侵入防止柵設置や忌避剤散布による防除を原則としています。

それらの対策を講じても、被害が軽減しない状況にない限りは、捕獲はできない こととなっており、まずは侵入防止柵の設置の取組が必要であり、また、この取組 が被害防止対策として有効と捉えております。

近年の農作物被害状況調査の結果では、令和元年度以降、カモシカによる被害額 は減少しており、電気柵設置の効果などによるものとも捉えていますが、引き続き 被害状況の把握及び対策の効果の検証に努めてまいります。

(3) 鳥獣被害が年々増加しており、防止するためには里山と農地の境界線の管理が重要である。また、侵入防止柵の設置については、専門的な知見を有するアドバイザーの協力と指導を得ながら現地調査や説明会を開催すること。

侵入防止柵の設置に当たっては、集落等でグル―プ柵を設置する場合、一関市鳥 獣被害対策協議会が納入業者に指導をお願いしており、また、個別の電気柵の設置 に関しても、特段の専門知識や技術を必要とせず、一般の農家でも設置が可能なも のと捉えています。

被害防止対策としては、侵入防止柵の設置や捕獲活動に加え、里山保全などの環境整備が重要と捉えております。集落などで環境整備に取り組む場合の支援制度として、「多面的機能支払交付金」や「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」があり、これら制度の周知について、営農座談会資料への掲載のほか、今後、相談のある集落へのアドバイスや、チラシの配布などにより周知に努めてまいります。

また、野生鳥獣の生態や被害防止に関する専門的な知見を有する方を、地域の要請に応じて派遣する国の「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー制度」の活用について、対象や方法などについて検討しているところであります。

## 6 水田活用直接支払交付金の見直しについて

政府が打ち出した交付金の見直しは、農家の実情を無視した対策であり、農業経営意欲を衰退させ、今後、農地の遊休農地化、荒廃や耕作放棄につながりかねない。 国・県に対し、令和8年度まで撤回するよう働きかけるとともに、市として魅力ある農業の確立を進めること。

国の経営所得安定対策において、令和4年度から今後5年間に一度も水稲の作付けが行われない農地は、令和9年度以降、交付対象水田としない方針が示されています。

一関地方農業再生協議会では、方針に係る地域の実情と課題を県に報告している ところであり、市は、市長会を通じて方針の撤回や生産現場への丁寧な説明と現場 の実態や課題を十分に踏まえて見直しをすることを国に求めているところでありま す。

国では方針の見直しを検討しているとのことから、その動向を注視してまいります。

また、交付金により水田の有効活用や稲作と他の作物を組み合わせた収益性の高い水田農業の推進に向けて支援してまいります。

### 7 みどりの食料システム戦略について

国は、みどりの食料システム戦略に関連し、地域ぐるみで有機農業に取り組む「オーガニックビレッジ事業」で令和7年までに100市町村を創出することとしており、6月には取り組む予定の51市町村が公表されている。市内には、一関地方有機農業推進協議会、一関自然農法なのはな普及会や自然食品店もあることから、市として実施計画をまとめ、県内最初のオーガニックビレッジ宣言を行い、全国にアピールするとともに、市民に対し有機農業の理解を深める活動につなげること。

オーガニックビレッジ宣言には、有機農業実施計画の策定と、有機農業の拡大に向けた検討や試行的に有機農業の生産、流通、加工、消費の取組を行う必要がありますが、市内における有機農業の取組は、面的な広がりまでには至っていない状況であることから、有機農業に取り組んでいる団体から取組に係る課題等を伺いながら、有機農業の推進について支援してまいります。

# 8 その他支援策について

(1) 収束しない新型コロナウイルス感染拡大やロシア軍によるウクライナ侵攻の長期 化等による世界的なインフレは、消費者に大きな負担をもたらし、農業を始め全て の生産活動の低下が懸念されている。個人・法人を問わず、農業の経営状況は厳し さを増していることから、国・県・市等行政とJA等関係機関が連携し、地域農業 と意欲ある生産者をしっかり支援すること。

令和3年産の米価下落に対する支援や、令和4年の水田への高収益作物に転換する支援(令和4年度当初予算)、また原油価格及び物価高騰の影響を受けた農業者等に対し、農産物及び畜産物、乾シイタケ生産緊急支援給付金を手当てし、その事情に応じて必要な対策を講じているところあります。

また、一関地方の関係機関・団体で構成し、地域農林業の振興と農村の活性化に 資する活動を行っている一関地方農林業振興協議会において、当地方の課題を的確 に捉え、必要な対策が講じられるよう、積極的に議論を行ってまいります。

(2) 近年、大雨等による自然災害が発生しており、所有者負担でのため池や用水路の維持管理が追い付かない状況にある。ため池や用水路の維持管理を適切に行い、長寿命化することで災害の被害を最小限にとどめることができ、さらには将来にわたり農業者の生活保障と安定した施設として維持することができる。そこで、市として、個人や共同で所有しているため池や用水路の維持管理・長寿命化及び安全対策にかかる経費について、補助制度の創設を検討すること。

現在、農業用施設の維持管理・長寿命化については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用して、各活動組織等において取り組んでいただいているところであります。事業に取り組んでいない集落等においても、2戸以上の受益者で利用している農業用施設については、市単独事業である「小規模基盤整備事業補助金」での農業用施設整備事業や、同じく市単独事業の「農業用施設維持補修事業」で材料支給や敷砂利を行っているところであります。今後も引き続き農業用施設の安全確保に努めてまいります。